

**A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業に係る
A I アプリ導入・支援業務公募型プロポーザル募集要領**

1 目的

本要領は、A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業を実施するにあたり、A I アプリの導入・支援業務の契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業に係るA I アプリ導入・支援業務

(2) 業務内容

別紙「A I を活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業に係るA I アプリ導入・支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月5日まで

(4) 見積限度額

12,568千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 日程

区 分	日 程
(1) 公示 (Web ページ)	令和8年4月24日 (金)
(2) 質問票提出期限	令和8年4月30日 (木) 午後5時 (必着)
(3) 質問に対する回答	令和8年5月7日 (木)
(4) 参加申込期限	令和8年5月11日 (月) 午後4時 (必着)
(5) 参加資格審査結果通知	令和8年5月12日 (火)
(6) 企画提案書等提出期限	令和8年5月18日 (月) 午後5時 (必着)
(7) ヒアリング、審査委員会	令和8年5月20日 (水)
(8) 審査結果通知・公表	令和8年5月22日 (金)
(9) 契約	令和8年5月下旬 (予定)

4 本プロポーザルへの参加資格

参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可が決定された者を除く。）であること。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

5 プロポーザルの事前説明

本プロポーザルの実施に関する事前説明は、本要領等のホームページの掲載及び質問票への回答をもって省略する。なお、本要領及び仕様書に関しての質問については、次のとおりとする。

- (1) 提出書類
別紙様式1「質問票」による。
- (2) 提出方法及び場所
「14 問い合わせ先」に持参又は電子メール送信によること。
- (3) 提出期限
令和8年4月30日（木）午後5時（必着）
- (4) 提出先
「14 問い合わせ先」に同じ
- (5) 回答方法
県ホームページに、質問及び回答内容を公開する。なお、回答内容は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。
- (6) 回答の期日
令和8年5月7日（木）までに県ホームページに公開する。

6 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり申込むこと。

- (1) 申込書類 各1部
 - ア 別紙様式2「参加申込書」
 - イ 別紙様式3「会社概要」
 - ウ 別紙様式4「類似業務実績一覧表」
 - エ 全部登記事項証明書（写し）
 - オ 新潟県が発行する納税証明書（新潟県に納税義務を有する者。書類提出から遡って過去3か月以内に発行されたものであって、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）
- (2) 申込期限
令和8年5月11日（月）午後4時（必着）
- (3) 申込先
「14 問い合わせ先」に同じ。

7 参加資格審査結果の通知

6により参加申込をした者全員に対し、参加資格審査結果の通知を、令和8年5月12日（火）までに書面で行う。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書について

ア 企画提案書は、本要領及び仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① 企画提案の内容
- ② 実施スケジュール
- ③ 実施体制
- ④ 経費の概算見積書（内訳含む）

イ 企画提案書は、A4縦書き、左綴じとし、表紙に「AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業に係るAIアプリ導入・支援業務」と表記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

ウ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(2) 提出部数 8部（正本1部＋副本7部）

(3) 提出期限 令和8年5月18日（月）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は書留郵便による。なお、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

「14 問い合わせ先」に同じ。

(6) 提案内容

別紙仕様書の内容を踏まえること。

(7) 留意事項

ア 一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。

イ 提出された書類は、一切返却しないものとする。

ウ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(8) 提出後の辞退

都合により辞退する場合には、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。

(9) 参加者が次の各号の一に該当する場合は失格とする。

ア 提出期限に遅れた場合

イ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 審査に影響を与えるような工作、又はその疑いのある行為をした場合

9 企画提案書の審査

提出された企画提案書等に基づき候補者を特定するため、提案者は、AIを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業に係るAIアプリ導入・支援業務契約候補者審査委員会（以下「審査委員会」という）において、企画提案書の説明と審査委員からの質問等からなるヒアリングを受けるものとする。

なお、本プロポーザルの企画提案書提出者が多数であると審査委員会が認める場合は、企画提案書等の事前審査（第一次審査）を行い、ヒアリング実施対象者を限定する場合がある。

(1) ヒアリングの日時

令和8年5月20日（水） ※オンラインで実施予定

詳細は、企画提案書等の提出を要請した者に対して別途通知する。

(2) 実施方法

- ① 企画提案書の説明は1者15分以内とする。
- ② ヒアリングに係る審査委員からの質問に対しては、簡潔な説明に努めること。

(3) 審査方法

(4) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(4) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
業務計画及び組織体制	本業務の目的等を踏まえた提案となっているか。	5点
	実施体制や全体計画に無理がなく、計画性や実現性はあるか。	5点
	組織体制は適切か。	5点
	個人情報保護と情報セキュリティを遵守できる体制であるか。	5点
企画内容	学習者の電子端末を用いて生徒が音読・プレゼンテーション練習、生成AIとのやりとり練習、ライティング練習ができるか。	20点
	学習者の電子端末を用いてオンライン国際交流を実施することが可能で、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上及び英語学習へのモチベーション向上が期待できるか。	20点
	学校の授業教材に合わせたコンテンツのカスタマイズが可能であり、授業で活用された実績があるか。	10点
	学習者の利用実態の収集・分析をする機能が適切であるか。	10点
	教員及び教育委員会が、生徒の利用状況を確認できるか。	10点
	学習者のスピーキング評価がCEFRに基づいており、また0-100%での数値化が可能であるか。	10点
	学習者の所有するPCまたはタブレット端末で利用可能であるか。	10点
専門性	本業務に関する機能について他にない優れたものがあるか。	5点
	提案内容は専門的な見地からなされたものになっているか。	5点
	過去に類似の実績はあるか。	5点
経費	経費は妥当でありかつ契約上限金額の範囲内であるか。	5点
合計（総合評価点数）		130点

10 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果については、5月22日（金）までに参加者へそれぞれ通知するほか、候補者を新潟県ホームページにおいて公開する。
- (2) 審査内容については、公表しない。
- (3) 参加者は、選定結果について異議申立をすることができない。ただし、上記(1)の通知を受けた者のうち、非特定となった者については、通知をした日の翌日から起算して7日以内（ただし、土曜日、日曜日、祝日は加算しない）に、非特定理由についての説明を求めることができる。

11 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行ったと決定した者と事業の実施に関する細

目的事項等について協議を行い、合意できた場合に、予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167号の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意志が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

13 その他の留意事項

- (1) 採択された企画書の内容については、県との協議により、変更・修正を加える場合がある。
- (2) 提出書類の作成及びヒアリングにかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 書類等の作成において、使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。

14 問い合わせ先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県教育庁高等学校教育課指導第1係（新潟県庁行政庁舎15階）
電話 025-280-5611（内線3883）
メールアドレス ngt500050@pref.niigata.lg.jp